

## 船舶インシデント調査報告書

平成26年3月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年7月18日 04時00分ごろ
発生場所	静岡県南伊豆町石廊崎 <sup>いろうざき</sup> 西方沖 石廊崎 <sup>いろうざき</sup> 灯台から真方位262° 26海里（M）付近 （概位 北緯34° 32.8′ 東経138° 19.0′）
インシデント調査の経過	平成25年7月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取手続きを行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 ユージン <sup>ユージン</sup> 、2,668トン（大韓民国籍） 9396438（IMO番号）、DOOSAN CAPITAL CO. LTD. 92.65m×14.00m×7.75m、鋼 ディーゼル機関、1,980kW、2007年2月
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍） 男性 64歳 船長免状（大韓民国発給） 交付年月日 2013年5月15日 （2018年10月12日まで有効） 機関長（大韓民国籍） 男性 47歳 機関長免状（大韓民国発給） 交付年月日 2010年10月19日 （2015年10月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機過給機（以下「過給機」という。）軸受の損傷等
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか12人（大韓民国籍4人、フィリピン共和国籍7人、中華人民共和国籍1人）が乗り組み、船長が船橋で操船指揮を執り、二等機関士が機関制御室で監視を行い、主機を回転数毎分（rpm）750及び過給機を21,000rpmで運転し、対地速力約8.6ノットにより、石廊崎西方沖26M付近を西進中、平成25年7月18日04時00分ごろ、主機が止まり、東方へ漂流した。 機関長は、機関室に赴き、主機が停止した際に過給機が異音を発生していたとの報告を受け、同機を開放して点検したところ、タービン側軸受及びプロワ側軸受の動きから、両軸受とロータ軸との間に隙間が生じていることが分かり、また、プロワ側の扇車（以下「扇車」とい

	<p>う。)翼端とケーシングに接触痕を認め、主機の運転が不能と判断した。</p> <p>本船は、船舶所有者に救助を依頼し、来援した引船にえい航され、19日13時10分ごろ静岡県御前崎市御前崎港の岸壁に着岸した。</p> <p>過給機は、韓国へ運ばれて修理後、乗組員によって復旧された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 南、風力 5、視程 約15km</p> <p>海象：波高 1.5m</p>
その他の事項	<p>過給機は、機関長による点検の結果、本インシデント発生の際に判明した事項を除き、次のような状況であった。</p> <p>① 各軸受への給油の状況は、確認できなかった。</p> <p>② ブロワ側導翼及びタービン側導翼は、外部から異物の混入した形跡はなかった。</p> <p>本船は、過給機の総運転時間、前回整備後の運転時間、平素の開放整備並びにメーカーによる非破壊検査及びバランス検査等を含む開放整備の状況を記録していなかった。</p> <p>船長は、平成25年5月24日から船長として本船に乗り組んでいた。</p> <p>機関長は、韓国南海市にある学校を卒業後、1992年に3級機関長資格を取得し、14年間の漁船及び6年間の貨物船の勤務を経た後、2013年1月31日から本船に乗り組んでおり、機関長の経験は、直前に乗船していたものを含めて2年であった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、石廊崎西方沖を西進中、過給機の扇車とケーシングが接触して主機の給気量が減少したことから、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、タービン側軸受及びブロワ側軸受の摩耗量が増大してロータ軸との隙間が増した状態で運転され、過給機の扇車とケーシングが接触した可能性があると考えられるが、過給機の整備状況の記録がないことから、軸受の摩耗量が増大した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、石廊崎西方沖を西進中、過給機の扇車とケーシングが接触して主機の給気量が減少したため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過給機は、定期的にメーカー等による点検整備を実施し、部品等の継続使用の可否を判断することが望ましい。</li> </ul>